

県内学校教員の離島招請事業業務委託 仕様書

1 目的

県内学校の教育旅行責任者等に、県内離島の教育旅行メニュー（学習素材）を直接体験して魅力を感じてもらうことで、県内学校による県内離島への教育旅行の誘致促進を図る。

2 業務内容

（１）招請に係る行程作成

以下の条件を満たす現地視察の行程について、県担当者と相談の上、作成すること。

ア 招請する離島は、屋久島及び奄美大島とし、各島ならではの魅力が伝わる教育旅行プログラムを体験することができる行程を作成する。

イ 視察行程は、それぞれ１泊２日もしくは２泊３日程度とし、屋久島と奄美大島の２回を別日程で行う。

ウ 実施時期は、屋久島への視察は８月、奄美大島への視察は１１～１２月頃とする。

（２）招請事業の周知・参加者の集約

- ・ 参加者は、県内学校の修学旅行責任者、担当者等を対象とし、各回１０名程度を募集すること。
- ・ 招請事業を広く周知し、参加を募り、集約を行うこと。
- ・ 招請事業の参加者等との連絡・調整を行うこと。

（３）招請事業に係る手配・予約業務

- ・ （１）で作成した行程に沿った視察ができるよう、移動手段、体験、宿泊、食事等の予約・手配を行うこと。（県担当者２名分も含む）なお、参加者の交通費、宿泊費、食費、体験に係る費用等は委託費に含む。（県担当者除く）

（４）アンケートの実施

- ・ 参加者に対し、招請事業の効果を測るためアンケートを実施し、集約すること。
- ・ アンケートの項目については委託者と協議すること。

（５）その他

- ・ 上記（１）～（４）の業務に係る事務を行うこと。

3 履行期限

令和８年２月２７日

4 業務委託内容の報告書作成

委託業務終了時には、委託業務の一切を記録した報告書を作成する。

5 成果品

本事業において作成した事業報告書等成果品は業務終了時に提出すること。

（１）実績報告書 ２部（併せて報告書の電子データも提出する。）

（２）本事業を実施する上で制作した印刷物や電子データ

（３）本事業を実施する上で撮影した画像、動画に係る電子データ

6 その他

（１）事業の実施にあたっては、鹿児島県と十分協議すること。

（２）本事業に係る一切の書類は５年間保存すること。